

「酒類法」制定・構想と概要

■此の文書の内容は当分の間、今後の情勢の変化等に因り随時、変更する事が御座居ます。

大意

酒類に関する現行の諸法律（「酒税法」「未成年者飲酒禁止法」等）を統合、更に酒類の販売（含む広告宣伝）についての一定の規制を含める「酒類法」を新たに制定。

法案の概要

1. 総則

【目的】酒類が、其の飲用を通して量や各人の体質等に因っては、自身の肉体や精神の健康を損ね、亦、他者更には共同体全体に危害を及ぼし得る物

質である「アルコール」を主成分とする物である事に鑑み、酒類の製造・販売及び飲用について規制を行う事を通して、個々の嗜好としての飲酒文化の深化に寄与する。

【定義】概ね、現行「酒税法」の内容を継承。但し、酒類の種別については多少、細分化しても良い。特に蒸留酒（ウイスキー・焼酎・ブランデー、等）の場合、熟成の為の貯蔵期間に応じた等級の設定も検討すべきだろう。

2. 酒類規制委員会

◆内閣総理大臣が推薦・指名する委員長候補1人に「財務」「厚生労働（保健）」「農林水産（農業）」と「経済産業（商業）」の各分野から関係する各国

務大臣が推薦・指名する各2人ずつの有識者を委員として構成（国会の審査と同意を経て内閣が任命）。酒類に係る一切の管理・監督と規制の権限を独占的に行使。

3. 酒類の製造及び販売に係る資格

◆概ね、現行「酒税法」の内容を継承。但し、製造者の各酒類別年間最低生産量について、現行で10キロリットル以上としているものについては半分程度に緩和するものとし、一方、販売・特に小売について、酒類以外の物品と並行して酒類を販売する場合は、酒類以外の物品とは離れた場所に酒類売場を設定し且つ後述の「5.」に該当する者が酒類売場に入出入り出来ない構造（仕切りに扉付き）とする事を義務付ける。

4. 酒 税

◆概ね、現行「酒税法」の内容を継承。但し、税率は各酒類のアルコール度数に比例する形で設定される事を原則とする。

5. 飲酒禁止対象

▽年齢満20年未満の者

▽脳に障害が在り且つ其の障害の為に飲酒を通して他者に対する危害を加える言動及び行動を起す可能性が生ずる旨の診断を受けている者

▽飲酒に因り臓器の機能不全を起す可能性が在る旨の診断を受けている者

▽原動機を運転する者

▽妊娠の判明から産後3箇月を経過する迄の間に在る者

▽生活保護の状態に在る者

◆以上の各項に該当する者に酒類を販売した者については1件に付き一定期間（1箇月が妥当？）の酒類販売を禁じ、複数に及ぶ場合には販売資格の没収を科すものとする。

6. 酒類の広告規制

◆動画に拠る酒類広告について、電テレビジョン影放送では同一の番組及び番組と番組の間の広告時間枠毎に、

間、網では頁中の一字幕又は一画像釦毎に、企業又は商品広告に引き続き、同広告と同一時間、「子供の飲酒」「飲酒運転」「妊娠中の飲酒」及び「過度の飲酒(に伴う暴行)」に対する戒めを目的とする広告を表示する(例えば、酒類の企業又は商品の広告を30秒、放送したら、「子供の飲酒」を戒める内容の広告を同じく30秒、続けて放送する—と云う様に)様、義務付ける。亦、芸術及びスポーツの現場に携わる者(制作者・演出師・脚本家・俳優・作詞家・作曲家・編曲家・歌手並びに監督・コーチ・選手、等)を飲酒の場面に使う事を禁止する。

——「子供の飲酒」と「飲酒運転」について言えば、会計(勘定)に際しての年齢確認や罰則の強化にも関わらず、一向に減らぬ所か、後を絶たず少なくとも裏では寧ろ増えている感すら在る。飲酒は人の本能に影響する行いであるが故、「飲酒は20歳に成ってから」等の字幕を使つての理性に訴える手法のみでは戒めの効果は殆ど期待出来ない。視覚に訴える手法を活用し「怖いもの」を見せて「体(感覚)で判らせる」事こそが、「本能に影響

し且つ遣つてはいけない事」への戒めとしては最も効果的であろう。亦、芸術やスポーツの現場に携わつてゐる者を飲酒の場面に使う事を禁ずるのは、芸術やスポーツが特に子供にとつて「憧れの場」であるが故に其の現場の従事者の言動や行動が子供へ与える影響が大きいからに他成らない。